

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難し、避難先で再就職したものの、頸椎症等により退職した申立人の就労不能損害について、頸椎症発症と避難との因果関係を認め、退職後もその薬の副作用等により従来と同様の工場内作業に従事することが困難であったこと等を考慮して、平成28年3月分までの損害が賠償された事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という）は、次の通り和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金2,678,845円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

（1） 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

（2） 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年7月27日

（仲介委員 栗原浩）

【別紙】

番号	損害項目	金額 (単位円)	期間
1	生命・身体損害	54,540	平成 27 年 9 月 1 日～平成 28 年 3 月末
2	生命・身体損害による就労不能	2,617,825	平成 27 年 9 月 1 日～平成 28 年 3 月末
3	生命・身体損害(文書料)	6,480	平成 28 年 3 月 1 日～平成 28 年 5 月末
	合計額	2,678,845	